

マージン率等に係る情報提供

株式会社システム創見

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和 5 年 5 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日)

記

- 1 令和 6 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 0 名
- 2 令和 5 年度 派遣先事業所数（実数） 0 事業者
- 3 令和 5 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 0 円（8 時間 全業務平均）
- 4 令和 5 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 0 円（8 時間 全業務平均）
- 5 令和 5 年度 マージン率 0.0%
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援体制に関する事項

| 訓練の内容 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担 | 賃金支給 | 1 人当たりの平均実施時間 |
|---------------------|------------|-----|------|------|------|---------------|
| リーダー就任訓練・管理職としての心構え | 5 年目の派遣労働者 | OJT | 弊社 | 無償 | 有給 | 2 時間 |
| システム設計・コミュニケーション力 | 5 年目の派遣労働者 | OJT | 弊社 | 無償 | 有給 | 3 時間 |
| プログラミング・Android アプリ | 5 年目の派遣労働者 | OJT | 弊社 | 無償 | 有給 | 3 時間 |

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 桑原（くわはら） 電話番号 075-351-1920

- 7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

賃金

交通費

法定福利費（労働保健、社会保険料、厚生年金）

福利厚生費

教育訓練費

運営費等

- 8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定は締結している。

協定労働者の範囲 プログラマー 協定書有効期間終期 令和 7 年 3 月 31 日